1. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要（令和2年3月16日策定）

1. 制度の背景

- **第2期スポーツ基本計画**（平成29年3月24日文部科学大臣決定）
  国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、（中略）総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する（平成27年度現在0→目標47都道府県）

2. 制度の目的

- **総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくため、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準とする登録・認証制度を整備する。**
  （スポーツ実施率向上のための中長期的な施策＜令和元年8月7日スポーツ庁長官決定＞）

3. 制度による効果

- **クラブへの効果**
  行政における総合型クラブの認知度が向上することにより、行政が地域住民へ総合型クラブを広報することにつながること等の期待
- **地域住民への効果**
  総合型クラブが見つけやすくなることや総合型クラブに対する安心感の醸成等の期待
- **公的機関への効果**
  行政担当者に異動が生じても総合型クラブへの理解が継続されることや行政内のスポーツ担当以外の部局とも情報共有が可能となること等の期待

4. 制度の実施主体

- **（公財）日本スポーツ協会（総合型クラブ全国協議会）**
  都道府県単位では、（公財）日本スポーツ協会の加盟団体である都道府県体育・スポーツ協会（都道府県総合型クラブ連絡協議会）が主体となり実施

5. 制度の開始年度

- ~~令和3年度（令和3年4月1日から）~~ ➡ **令和4年度（令和4年4月1日から）**
  （新型コロナウイルス感染拡大の影響により運用開始を延期決定令和2年6月22日）

6.「登録」と「認証」のイメージ

- **登録**
  総合型クラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定する。
- **認証**※認証に関する制度は今後検討（現時点では未整備）
  総合型クラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する（タイプ例として「介護予防」、「子育て支援」等を想定）。

7. 登録基準

下表は全国統一の最低限の基準
（当該基準に加え、都道府県総合型クラブ連絡協議会が独自基準や独自運用ルールを設定することが可能）

	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール
基本基準	（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
		②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 （世代区分） A）未就学児、B）小学生、C）中学生、D）高校生（～18歳）、E）～29歳、F）～39歳、G）～49歳、H）～59歳、I）～69歳、J）70歳～
		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
		④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
	（2）運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村※6の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。※7
	（3）ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
		⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。
※4：不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
※5：規約・会則・定款等を指す。
※6：特別区は市町村に準ずる。
※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
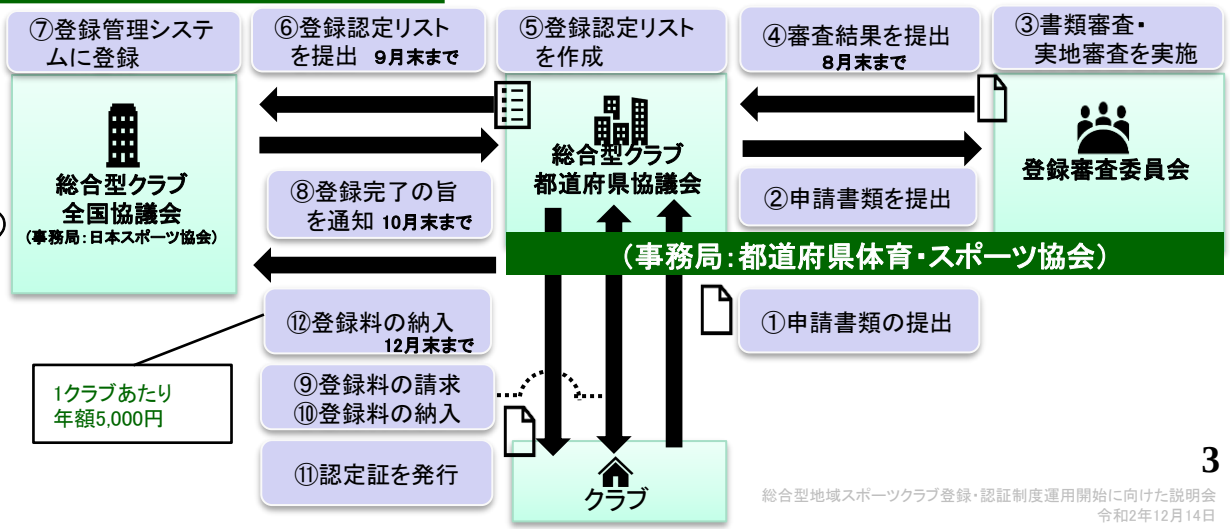
8. 登録手続きのフローチャート